

コロナ対策は集権か分権か（上） — オミクロン株が猛威の第6波～第8波 —

鎌田 司（かまた つかさ ジャーナリスト）

<要 旨>

新型コロナウイルスによるパンデミック（世界的な大流行）は、感染が収束仕切らないまま発生から4年目となった昨年5月、感染者に入院勧告などができる感染法上の「2類」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行した。街には買い物などの「日常」が戻った印象がある。発生直後の第1波から昨年初めにかけての第8波を含め5類移行までの間に、約3,361万2,000人と4人に1人が感染し、7万5,000人近くが亡くなった。感染者の約95%、亡くなった人の約75%は「オミクロン株」とその亜種の「B A. 5」などが猛威を振るった、2022年1月以降の第6波～第8波によるものだ。第6波以降、どのようなことが起きたのか。国と地方そして住民・国民は感染の荒波にどう立ち向かい、日常を取り戻そうと尽くしたのか。各国の動向も振り返りながら、「命を守る」ための国と地方のそれぞれの役割や医療のあり方などについても考えてみたい。

キーワード：新型コロナウイルス／地方分権／全国知事会／第6波～第8波

韓国における住民参加型予算制度の展開と現状 — ソウル特別市恩平区および忠清南道洪城郡の事例を中心に —

井上 博 夫（いのうえ ひろお 岩手大学名誉教授）
関 耕 平（せき こうへい 島根大学法文学部教授）

<要 旨>

本稿の目的は、韓国における住民参加型予算制度の最新動向を明らかにすることである。はじめに、韓国の住民参加予算制度の全体枠組みとその課題を示すとともに、大都市地域（ソウル特別市恩平区）および農村地域（忠清南道洪城郡）における制度の運用実態を解明している。これら事例分析により、韓国における参加型予算制度の先進性と到達点が明らかになった。具体的には、予算の循環（編成、審議、執行、決算）のあらゆる過程で住民参加の機会を入れようと様々な制度的工夫と模索が展開されていること、「参加予算学校」など学習の機会確保やジェンダー・若年世代にかかわる取り組みなどが示された。また、今後解明すべき課題として、参加型予算とそのための財源確保をめぐる問題を提起している。

キーワード：住民参加型予算／提案型公募事業／住民参加予算委員会／
ソウル特別市恩平区／忠清南道洪城郡

ドイツの連邦財政調整制度における2020年改革の効果について

半谷俊彦（はんや としひこ 和光大学経済経営学部教授）

<要 旨>

ドイツでは2020年に連邦財政調整制度（連邦政府と諸州政府の間で行われる財政力調整）の改革が行われた。この改革では、これまで限時法で行われていた旧東ドイツ諸州への財政支援を通常地域政策の中に位置づけることや、財政強力州に不満の多い水平的な財政調整を縮小して垂直的な財政調整を拡充することなどを目的として、財政強力州から財政弱体州へ調整金を交付する「州間財政調整制度」の廃止や、売上税の連邦政府と諸州政府の間の税収配分の変更、連邦政府から諸州政府への交付金の増額などが行われた。本稿では、改革によって財政調整制度がどのように変更されたかを確認した上で、主として各州の「住民1人当たり州収入」が改革前後でどのように変化したかを見ることによって、目的がどの程度達成されたか、従前より指摘されていた問題点がどの程度改善されたかを検討する。

キーワード：地方財政／財政調整／ドイツ／水平的財政調整

自治総研通巻544号 2024年2月号

空家法2023年改正法案の準備、内容、そして、審議

北村喜宣（きたむら よしのぶ 上智大学教授）

<要 旨>

2014年に制定された空家法が、施行後8年を経過した2023年に改正された。16か条を30か条にする大改正であり、施行を通じて認識されていた課題のいくつかに対応している。著しく保安上危険な状態にある特定空家等への措置を中心にして旧法に対し、改正法は、特定空家等化を未然防止するため、管理不全空家等制度を導入したほか、建築基準法の特別措置を講じることで活用の隘路になっている接道規制を一定の条件付きで緩和した。特定空家等に対する措置の円滑化も実現された。

法案審議においては、空家等活用促進区域制度の意義、市町村の行政体制の違いを踏まえた施行日の柔軟化、意思能力に欠けるが成年後見人が選任されていない所有者等への対応、借地上の特定空家等の除却により土地所有者に発生する利益の調整方法などの論点が明確になった。それらは附帯決議にも規定されている。国土交通省は、次回の法改正を念頭に置いて、国会が指示した検討事項に適切かつ真摯に対応しなければならない。

キーワード：空家法／空き家／立法過程／地方六団体の意見申出制度

地方分権改革と選挙の行政体制

堀内 匠（ほりうち たくみ 北海学園大学法学部准教授）

<要 旨>

一連の地方分権改革は自治体選挙の行政体制にどのような変容をもたらしたのかを検討する。①一般行政および政党政治からの独立を指向する緯糸と、②総務省―選挙管理委員会間を行政的、法的、財政的に統制する経糸で理解される自治体選挙行政体制は、機関委任事務廃止等②経糸に関する重要な変革が行われた第1次分権改革において直接的な影響をほとんど受けなかった。だが第1次分権改革後の「未完の分権改革」のうち、住民自治の拡充方を継承した地方制度調査会が守備範囲を自治体選挙制度に肥大化させつつあり、近年は選挙方式など中核的体制について行政課設置の研究会等で言及されている。戦後大きく揺らぐことのなかった自治体選挙行政体制は、中央レベル・水平方向での棲み分けから変化している。

キーワード：自治体選挙／選挙制度／行政体制／地方分権改革／地方制度調査会

2023年度普通交付税算定結果の検証

飛田 博史（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長）

<要 旨>

2023年7月28日に「令和5年度普通交付税大綱」が閣議報告され、子ども・子育て支援の強化による児童福祉司等の増員や保健所等の恒常的な人員体制の強化など、公的部門における人への投資、岸田政権の目玉であるデジタル田園都市国家構想事業費の新設、エネルギー価格高騰にともなう公共施設の光熱費対策などが普通交付税算定に反映された。また、2023年度補正予算を受けて交付税法定率の上振れ分の再算定が行われ、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費を通じて追加交付されたほか、一部は翌年度の交付税財源として繰り越された。

全般的な算定結果では基準財政需要額の増加要因が多く、交付税配分にはプラスに寄与したが、地域デジタル社会推進費では新たにマイナンバーカード利活用特別分が算定され、都市部の需要に高く表れた。今後のデジタル社会の発展が、地方交付税による標準的行政水準の財源保障にどのような影響を与えるのか注視していく必要がある。

キーワード：地域の元気創造事業費／人口減少等特別対策事業費／地域デジタル社会推進費／
地域社会再生事業費／再算定／マイナンバーカード利活用

福島第一原発事故からの復興をめぐる富岡町民の意識と分断 — 「帰町者」「避難者」「転入者」の違いに注目して

高木 竜 輔 (たかき りょうすけ 尚綱学院大学准教授)

<要 旨>

本論文の目的は、福島第一原子力発電所事故により被災した福島県富岡町の町民を対象に実施した質問紙調査のデータを用いて、原発事故ならびに復興に対する町民の意識を明らかにするとともに、立場の異なる町民の間での意識の違いから生じた分断の実態を明らかにすることである。分析の結果、第一に同じ富岡町内で生活する帰町者と転入者で年代など属性が大きく異なるとともに、そのことが復興事業に対する意識や態度を大きく規定していることが明らかとなった。このことは、両者を巻き込んだ形での今後の富岡町の地域社会の再生ならびにコミュニティ形成において大きな課題となる可能性があるといえる。第二に、同じ被災者である帰町者と避難者との間においても、放射線被ばくや除染事業について意識の違いが明らかになった。言い換えると、そのことが調査時点における「帰れた人」と「帰れない人」との違いとなって現れているようにも思われる。

キーワード：福島第一原発事故／富岡町／復興事業への評価／廃炉に対する意識／分断

コロナ対策は集権か分権か（下） — オミクロン株が猛威の第6波～第8波 —

鎌田 司 (かまた つかさ ジャーナリスト)

<要 旨>

2022年夏の第7波はオミクロン株の亜種BA.5が猛威を振るい、7月中旬から2カ月間に1千万人もの感染者が出た。WHOによると、日本は感染者で10週連続世界第1位を記録した。しかし緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は適用されなかった。医療機関の負担軽減策として感染者の全数把握を見直し、届け出対象を高齢者や基礎疾患のある人、妊婦に限定して9月下旬から開始した。政府は9月上旬、「Withコロナ」の政策を決定。保健・医療の対応を高齢者や基礎疾患のある人などに重点化しながら、外国人観光客の誘致を含む経済活性化と日常生活を取り戻す政策にカジを切った。秋の深まりと同時に始まった第8波では、懸念されていたインフルエンザとの全国レベルの爆発的な同時流行は回避できた。しかし、2023年1月のコロナ感染による死亡は1万人を超した。前年10月下旬から4カ月間では2万5千人余り、その95%超が60代以上だった。感染による全死者のうち3人に1人が第8波で亡くなる痛恨事となった。コロナ禍は世界を変え、私たちをも変えた。次への備えとともに、感染症にも動じない社会や地域を住民自らつくり上げていくことが望まれる。

キーワード：新型コロナウイルス／地方分権／全国知事会／第6波～第8波

「国の補充的指示」権の法制化について — 33次地制調答申「第4-3-(1)」の論点整理

今井 照（いまい あきら 公益財団法人地方自治総合研究所特任研究員）

<要 旨>

2023年12月21日、首相に手交された第33次地方制度調査会答申には、現在の地方自治制度を根幹から揺るがすような提言が含まれている。この答申は地方自治法に定められている自治体に対する国の関与の一般ルールとは別に、緊急時に各大臣が自治体に対して「指示」ができる「特例」措置の法制化を求めている。本来は個別法やそれに基づく政令で規定されなければならない自治体に対する国の関与について、国会に代わって各大臣が自治体に対して「指示」できるようにするというのである。その対象は自治事務を含めたすべての自治体の事務となっている。結果的に自治事務に対する国による代執行の可能性すら生み出すことになる。緊急時の定義も抽象的で、各大臣が閣議決定を経て判断することになる。そもそもこれらはコロナ禍における失政の原因を「指揮命令系統」の機能不全に還元させた国の責任回避にあり、既にこの時点から国のミスリードが始まっている。

キーワード：地方制度調査会／非平時／自治体に対する国の関与

2024年度地方財政計画について

飛田 博史（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長）

<要 旨>

2024年2月6日に2024年度地方財政計画が閣議決定された。収支規模、一般財源総額ともに給与関係経費や一般行政経費を中心に拡充し過去最高額に達した。一方、財源不足は定額減税による減収の影響を受けながらも前年度を下回り、いわゆる折半ルールの適用は3年連続で見送られた。

歳出の特徴としては給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当の反映、地方公務員の人材育成等の人への投資が充実したこと。また、一般行政経費では岸田政権のこども・子育て施策の充実に合わせ、長年抑制されてきた単独事業の通常分に1,000億円が計上された。また、これらを受けて交付税算定の項目として新たに「こども子育て費（仮称）」が創設され、制度発足以降初めて測定単位に「18歳以下人口」が採用された。

今年度の地財計画は、交付税項目の創設がもたらす算定結果への影響を注視しつつ、給与関係経費や一般行政経費を軸とする標準的行政水準の展開を期待させるものである。

キーワード：定額減税／物価高騰／給与改定／会計年度任用職員／こども子育て／普通交付税新項目

韓国における非正規の公務労働者

徐 兪 希 (そ ゆんひ 岩手県立大学総合政策学部講師)

<要 旨>

日本と韓国は、国・地方自治体における非正規労働者の雇用不安という類似の問題を抱えているといえる。しかし、この類似の問題に対し、日韓両国において講じられた措置は対照的である。たとえば、日本では、地方自治体で働く非正規労働者の任用根拠の明確化・適正化を図るために、いわゆる会計年度任用職員という新たな非正規公務員制度を導入したのに対し、韓国では、公共部門で働く非正規労働者の雇用安定を図るために、正規職に転換させる取組みが行われてきた。日本では行われていない正規職転換のような取組みが韓国の国・地方自治体で行われている、こうした違いはどこに起因するのか。このことを明らかにすべく、本稿では、韓国の国・地方自治体における非正規の公務労働者に係る制度的仕組みについて（特に、期間制法4条の適用関係を中心に）考察する。

キーワード：公共部門／非正規労働者／正規職転換／非正規公務員／韓国

再び住民参加予算の登場と今後の展望

兼 村 高 文

(かねむら たかふみ NPO法人市民ガバナンスネットワーク理事長、金沢学院大学講師)

<要 旨>

最近、住民に自治体の予算の一部を決めてもらう住民参加（型）予算が三重県で始まり東京都や杉並区などでも導入されている。住民参加予算はわが国ではそれほど馴染みがない取組みであるが、世界では数千から1万件を超える事例の報告がある。また隣国の韓国では、2012年より全ての自治体に住民参加予算が法律で義務付けられているが、2018年からは国の予算にもその一部を国民が決めるMy Budgetという制度が始まった。住民参加予算は1990年代に南米ブラジルで始まり世界に広まったのであるが、直接民主制となるこうした取組みは議論もある。予算は財政民主主義が原則であるため、住民が直接に決めることには異論も多い。代表民主制に反し議会軽視という声も上がる。しかし世界では一定の事例が報告されている。ではなぜ、いまこのような動きがあるのか。海外事例も参考に現状と今後の展望を探ってみた。

キーワード：住民参加予算／ポルトアレグレ市／直接民主制／間接民主制

辺野古埋立承認撤回処分取消裁決の取消請求事件 — 最判令和4年12月8日民集76巻7号1519頁

人 見 剛（ひとみ たけし 早稲田大学大学院法務研究科教授）

<要 旨>

本件最高裁判決は、辺野古争訟の第二ステージともいうべき公有水面埋立承認撤回処分に対して沖縄防衛局が審査請求をしたことに基づいてなされた国土交通大臣の同処分の取消裁決の取消を求めた沖縄県の提起した取消訴訟を不適法とした。なお、最高裁は、本判決の前の令和2年3月26日、上記の取消裁決に対して提起された沖縄県知事の地方自治法に基づく関与取消訴訟も、同訴訟の対象となる関与に当たらないとして不適法却下としていた。かくして、第二ステージの沖縄県側の訴えは悉く不適法とされたことになる。本判決と令和2年の最高裁判決によれば、一般的に、法定受託事務に係る特別の審査請求に基づいてなされる法令所管大臣の裁決は、原処分を行った行政庁の所属する地方自治体によって裁判手続を通じてその適否を明らかにすることはできないことになる。処分性のあることが明らかな大臣の裁決の取消訴訟の提起それ自体を否定する本件判決の理由付けは、極めて簡略かつ粗雑なものであり、説得力に欠けることを本稿は明らかにする。

キーワード：辺野古／法律上の争訟／法定受託事務／公有水面埋立法／裁定的関与／裁決の拘束力